別　紙　６

誓　　約　　書

令和６年度難病等制度推進事業の実施にあたり、同事業実施要綱第５条第１項

及び第２項を遵守することを誓約する。

令和６年　月　日

団体住所：

団体名：

代表者名：

|  |
| --- |
| 【参考】令和６年度難病等制度推進事業実施要綱（抄）  （事業の実施主体の責務）  　第５条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約する書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。  ２ 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物（調査研究等をまとめた報告書冊子）を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。  　３～６（略） |